

国立国会図書館のこの一年

国立国会図書館 収集書誌部 資料保存課長
川鍋 道子

はじめに

基調報告をするにあたり、まず、本年3月の東日本大震災に対し、貴国からのお見舞い御支援に対し、深く感謝を申し上げます。被災地の震災からの復旧・復興には相当な月日を要するものと思われまます。国立国会図書館としましても支援、協力をしていく所存です。

本報告では、まず、東日本大震災に対する当館の取組をお話いたします。続いて、当館の事業・サービスのこの一年の主な動きについて報告いたします。当館は、インターネット等を通じたデジタル情報の増大という社会変化の中で、新たな役割を果たすために大きな変革を迫られております。当館は、「国立国会図書館60周年を迎えるに当たってのビジョン（通称：長尾ビジョン）」を提示し、さらに目指すべき将来計画として「創造力を生み出す新しい知識・情報基盤の構築を目指して一国立国会図書館の取組一」を策定し、その実現のため、各種事業・サービスごとの計画を立て、実践してきております。この一年の事業・サービスの大きな変革として、新しい利用者サービス、デジタル情報の収集・保存・利用、組織再編等について、報告いたします。

1 東日本大震災について

(1) 国立国会図書館の状況

①発生当日

本年3月11日の震災では、東京本館の位置する東京都千代田区では震度5強の地震を観測しました。地震によりエレベータ及び書籍搬送設備が停止したため、書庫資料の出納を停止しました。揺れがおさまった後に、火災発生や負傷者の有無、施設の安全確認を行いました。当日は、首都圏の交通機関がまひしたため、帰宅困難者に対し、館内の宿泊場所や毛布、食糧、交通機関情報を提供しました。支部図書館である国際子ども図書館の位置する東京都台東区では震度5弱の地震を観測しました。帰宅困難者に同様の提供をしました。

②書庫の状況

東京本館施設内の壁面のひび割れ等の施設被害が発生しましたが、耐震改修工事を実施してきており、構造体への影響のある被害はありませんでした。国際子ども図書館は大規模地震に備えて免震工法で建てられており、施設への影響はほとんどありませんでした。地震により東京本館本館書庫の図書180万冊が落下いたしました。地下に位置する新館書庫の逐次刊行物等は落下の被害はありませんでした（スライド1参照）。特に落下資料の多

かった本館書庫高層については、余震が収まり、安全確認をおこなった後、全部局の職員および外部業者が落下した資料の書庫への復旧作業を行いました（スライド 2-4 参照）。この作業は 3 月 22 日からの 8 日間かかり、その間当該資料の遠隔利用、館内利用を停止しました。本館書庫以外にも国会議事堂内にある国会分館や科学技術・経済情報室等開架閲覧室においても資料が書架から落下し、復旧までのあいだ利用ができない状況でした。

落下して破損した資料のうち、修復の必要がある 500 冊ほどについては、当館の資料保存部門で修復作業を進めています。

③開館時間の変更

東京本館については、地震翌日 3 月 12 日は図書の利用は停止しました。14 日は計画停電の影響による交通機関の乱れのため、臨時休館としました。また、15 日の開館時間は 11 時から 17 時までとし、3 月 17 日からは 10 時から 17 時までとし、4 月 1 日からは 9 時 30 分から 17 時までとしました。通常の開館時間に戻ったのは 4 月 25 日からです。

（2）被災地支援の取組

東日本大震災による被災者の支援及び被災地の復興に資するため、館内に「東北地方太平洋沖地震対策本部」を置き、その下に被災地支援作業部会を設置いたしました。当館所蔵資料及び資料に関する情報・ノウハウ等を活用した支援策として、四つの柱を立てて、できるところから実施してまいりました。四つの柱は、①震災・復興関連情報の発信、②資料提供・資料相談（レファレンス）、③資料の修復・保存支援、そして④児童サービス支援です。これらの支援の具体的内容について、順に御説明いたします。

①震災・復興関連情報の発信

まず、震災・復興関連情報の発信についてです。4 月 11 日に、当館ホームページのトップページに「東日本大震災復興支援」のページを開設しました。その中で、震災復興関連情報として、当館が作成した各種文献・情報や他機関のウェブサイトへのリンク集を掲載し、広く情報提供しています。国会へのサービスを行う調査及び立法考査局が作成した「調査と情報 ISSUE BRIEF」、「外国の立法」などの刊行物の中から地震災害、原子力の安全に関する文献をまとめて掲載しています。図書館・文書館資料の復旧に関する参考情報も掲載しています。また、当館発信のデータベースやコンテンツから震災復興関連情報を集約して提供しています。図書館及び図書館情報学におけるトピックスを解説・レビューする「カレントアウェアネス」、当館職員が調べものに有用であると判断した資料や情報紹介する「リサーチ・ナビ」、当館が全国の図書館等と協同で構築している調べ物のためのデータベース「レファレンス協同データベース」で提供している情報の中からも掲載しています。さらに、健康相談に関する情報や震災復興関連情報を提供している図書館、民間機関、国や地方公共団体のウェブサイトへのリンク集も掲載しています。

②資料提供・資料相談（レファレンス）

二つ目の支援として、被災者や被災地の復興に携わる機関・団体に対して資料提供・資料相談の特例措置を実施いたしました。メールやファックスで受け付けるほか、資料の複製物、100 ページまでを無料で提供するものです。支援対象は、当館の通常のサービスを受

けられない被災者と被災地の復興に携わる組織・団体です。被災者には被災地以外に避難されている方を含みました。組織・団体には国、地方公共団体の諸機関、医療・教育機関の他、企業、ボランティア団体も対象としました。複製物の送付方法として、日本図書館協会が3月25日付けで著作権団体に依頼した「被災者を支援する図書館活動についての協力依頼―被災地域への公衆送信権の時的制限について―」に基づき、送信による提供も行いました。8月31日まで実施いたしました。

③資料の修復・保存支援

三つ目は、被災された図書館、文書館などの資料の修復、蔵書の復旧に関する支援です。震災後、5月9日～11日にかけて、当館の資料保存課職員2名を、宮城県立図書館、岩手県立図書館、岩手県立博物館、岩手県の釜石市立図書館と野田村立図書館及び福島県立図書館に派遣しました。ちなみに県とは韓国の道にあたります（それぞれの位置はスライド5-6参照）。この報告で、改めて今回の大震災の惨状を知ることができました。野田村立図書館では被災直後は写真のような状況でした（スライド7-8参照）。その後、野田村立図書館から被災した郷土資料の救済作業の指導に当たって欲しいとの要望を受け、5月30日から6月2日まで資料保存課職員1名を派遣しました。

また、地震で破損した資料の補修方法を教えてほしいとの要望を受け、7月に岩手県に、7月と9月に宮城県に職員を研修講師として派遣しました。12月に福島県でも研修を行う予定です。

④児童サービス支援

被災地支援の四つ目は、児童サービス支援です。国際子ども図書館では、従来、小中学校の学校図書館に対して、国際理解に資するような本を選び40から50冊をセットにして貸し出すサービスを行っています。今回、被災地の小中学校に限定して追加募集を行いました。送料は往復とも当館の負担としました。

以上の支援の他、今回の大震災に関し当館が取り組んでいることを二つ御紹介します。一つは、国政審議への対応として、国会サービスを担当する調査及び立法考査局に特別調査体制を敷き、震災復興、原発事故関連の国政の諸課題に関する調査を行いました。調査の一環として「調査と情報」、「外国の立法」などのレポート類を作成しておりますが、それらについては前述のようにホームページを通じて広く一般に公開しております。

もう一つは、東日本大震災関連のウェブサイトの収集です。国の諸機関、被災地の地方公共団体のウェブサイトについて、定期収集とは別に緊急収集を実施しています。また、インターネットアーカイブやハーバード大学ライシャワー日本研究所が立ち上げた東日本大震災のアーカイブプロジェクトに対しては、関連の民間のウェブサイトのURLリストを提供するなどその収集について連携協力して取り組んでいます。

支援を考えるうえでまず必要なことは、被災地のニーズの的確な把握と関係機関との情報共有です。当館が実施してきた支援は、被災された地域や個人のニーズに合致したものなのか、模索しながら進めてきたというのが実情です。7月13日には、被災地域の図書館や過去に震災被害を受けた図書館と支援を実施している機関・団体を招き、当館で報告会を開催いたしました。

被災地の復興には、被災された図書館の復興も含めてですが、長くかかることが予想されます。復興支援には中長期的な支援策を検討する必要があると考えています。

さらに、東日本大震災の記録の保存及びアーカイブについてですが、今回の未曾有の大震災と原子力災害を記録に残し、後世に伝えることは、歴史的記録の保存の観点からばかりではなく、今後の防災・減災技術の開発などの学術的、政策的観点からも国内外を問わず極めて重要な課題です。東日本大震災に関しては多くの機関・団体、個人によって大量の記録・データが作成されています。これらの記録をアーカイブ化し、長期にわたって保存する取組を関係機関と連携・協力して進める必要があると考えています。

また、本年12月1日には、資料防災をテーマに、韓国国立中央図書館、中国国家図書館、オーストラリア国立図書館から資料保存分野の実務家を招へいして当館でフォーラムを開催いたします。当館も含めこの四カ国は、アジア・オセアニア地域にIFLA/PAC (IFLA 資料保存コア活動) のセンターを置く国立図書館です。なお、韓国国立中央図書館からは、図書館研究所主席コンサバター李貴馥さんにお越しいただきご報告いただけるということで、御協力に心から感謝申し上げます。このフォーラムは、アジア・オセアニア地域における資料防災の推進に資することを旨とするものであります。

2 2012年1月からの新しい館内利用者サービス

次に、新しい館内利用者サービスについてご報告します。

国立国会図書館は蔵書の大部分を書庫に収蔵しており、利用する際には目録を検索し、閲覧を申し込みます。来館すると、利用者はまずは館内利用カードを入口のカード発行機で作成し、そのカードを使って蔵書目録の検索等を行います。京都府にある国立国会図書館関西館では2002年の開館当初から、東京本館では2004年から、このようなコンピュータシステムを活用した館内サービスを開始しました。

一方、情報のデジタル化が急速に進み、デジタル化した蔵書、電子ジャーナル、各種データベースなど、館内で利用できるデジタル・コンテンツも多種多様になっています。

そこで、2012年1月から東京本館、関西館、国際子ども図書館の館内サービスに新しいシステムを導入し、利用方法を変更することといたしました。

(1) 1枚のカードからすべてのサービスへ

2012年1月以降は、登録された利用者登録利用者カード(ICカード)を渡し、利用者はこの1枚のカードで入館ゲートを通ります。退館の際も、そのまま持ち帰ります。

来年1月以降、書庫内に保管されている蔵書を利用する際は、利用者はこの登録利用者カードが必要となります。利用者が閲覧を申し込んだ本等の到着状況の確認、複写製品の受取りなどにもこのカードを使います。

なお、登録しないで入館する利用者には、従来よりも簡単な手続きで当日利用者カードを発行します。このカードでは、書庫内の蔵書を利用できません。

(2) 1台の端末からすべての資料へ

現在の館内の利用者用端末は、蔵書の検索や閲覧の申込み、電子情報の閲覧、複写申込みなど、目的によって使い分ける必要がありますが、来年1月からは、基本的に館内のどの

端末でも検索、申込み、電子情報の閲覧ができるようになります。

利用者端末の機能の統合が必要となる最大の理由は、館内で提供するデジタル・コンテンツの拡大です。

館内では、デジタル化した蔵書以外に、電子ジャーナル、外部データベース、インターネット資料等を提供しています。これらも同様に、1台の端末から利用できるようになります。

このように、端末によるサービスが拡大するため、台数の増設が必要となります。また、デジタル化した蔵書の閲覧に適したサイズのディスプレイを導入します。東京本館においては、本年7月に従来よりも一回り大きいディスプレイを備えた端末を本館目録ホールに40台増設しました。来年1月には従来の端末をすべて入れ替え、全体で500台を上回る規模となる予定です。

(3) 1回の検索からすべての情報へ

2012年1月からは、館内サービスにおいて「国立国会図書館サーチ」が検索の窓口になります。「国立国会図書館サーチ」は、当館を含む図書館、公文書館、美術館・博物館、学術研究機関の目録データベースやデジタル・コンテンツをまとめて検索することを目指したサービスです。総合的な情報検索機能に加え、書庫内の蔵書の閲覧申込み、館内限定で利用できるデジタル化した蔵書や電子ジャーナル等の検索・閲覧などの館内サービスをわかりやすく利用者に案内できるよう、館内向けのインターフェースを備えます。利用者は、当館のみならず、外部の機関等が提供する目録やデジタル・コンテンツなど、幅広い情報を館内の端末で検索することができるようになります。

また、大画面の利用案内用端末（インフォメーション・ボード）を随所に設置し、利用案内の画像等を放映するほか、必要に応じて選択できるメニューを提供します。

このほかにも、利用環境を徐々に整備していく予定です。

3 業務・システムに関する主な取組

次に、業務及びシステムにおいて、現在、当館が取組んでいる主なプロジェクトについて報告いたします。

(1) 次期業務基盤システム

2012年1月に当館所蔵資料の統合書誌データベースとNDL-OPACの機能を担う業務基盤システムの次期システムが導入されます。昨年度の業務交流でもご報告いたしましたが、現行の業務基盤システムは、当館の独自仕様で開発・運用しているもので、運用コストや、柔軟性と相互運用性の面で課題があります。次期システムでは他の国立図書館等で使用している図書館パッケージソフト「Aleph」を導入します。現在、テストやデータ移行の準備を行っています。

(2) 大規模デジタル化

当館所蔵資料のデジタル化に関しては、2009年度補正予算で計上された約127億円について2009年度と2010年度の2か年で執行いたしました。この大規模デジタル化の対象資料は、貴重書を含む古典籍資料約7万冊、1968年以前刊行の和図書約88万冊、和雑誌約

101万冊（2000年以前刊行分まで）、博士論文約14万冊（1991年度～2000年度受入分）です。今回のデジタル化で当館所蔵和図書（国内刊行書籍）の約5分の1にあたる冊数がデジタル化されました。デジタル化は画像データのみですが、目次のあるものは目次のテキストデータを作成しています。

（3）デジタル情報資源の収集・保存・利用

次に、デジタル・コンテンツの収集、保存、提供を統合的に担当するデジタルアーカイブシステム（以下DAシステム）についてです。大規模デジタル化した資料を、DAシステムにより本年6月から7月にかけて新たに提供いたしました。この10月にも古典籍を含め、提供資料をさらに追加しました。利用については館内提供が基本ですが、和図書のうち、明治・大正・昭和前期刊行のもので、著作権処理が完了しインターネットでの公開が可能となったものについては、インターネットでも提供しております（「国立国会図書館のデジタル化資料」<http://dl.ndl.go.jp/>）。この他、博士論文についてもデジタル化と著作権処理を行い、公開に向けての準備を行っています。

また、本年5月末には、歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）がデジタル化した歴史的音源をDAシステムにより公開いたしました。歴史的音源は、1900年初頭から1950年頃に日本国内で製造されたSP盤及び金属原盤等に収録された音楽・演説等の音源です。現在約2万点を主に館内で提供しており、来年1月からは、公立図書館を対象とした配信試行を開始予定です。

個別のシステムで提供していたデータベースやコンテンツについてはDAシステムへの統合をこれまで進めてまいりました。現在、明治・大正・昭和前期に刊行された図書をデジタル化し提供するシステムである近代デジタルライブラリーと、それ以外の雑誌や戦後期図書等を提供するシステムが、DAシステム内のサブシステムとして個別に稼働しておりますが、今年度中にこれらを統合する予定です。統合したサービスの提供開始は来年半ばの予定です。

インターネット等を通じて流通するデジタル情報の収集・保存と利用に関しては、昨年4月から国、地方公共団体、国立大学等の公的機関がインターネットで公開している資料について、著作権者の許諾なく収集できるようになりました。原則として国のウェブサイトについては月1回、都道府県等のウェブサイトについては年4回収集しています。また、このようにして収集したウェブサイトの中から、白書、年報等特に重要なものについては、個別にコンテンツの抽出を行い、メタデータを付与して提供を行っています。

民間の発信するデジタル情報のうち、図書、逐次刊行物に相当する情報の収集についてです。電子書籍、電子雑誌など従来の図書、雑誌に相当する完結した形でネットワーク上を流通する情報を「オンライン資料」と定義し、当館が法的に収集できる仕組みを整備すべきとの答申が、昨年6月に納本制度審議会から提出されました。この答申を受けて、「オンライン資料」の収集に係る制度設計の検討を行っています。「オンライン資料」の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容（対象、補償額の水準、適正な算定方法）について、本年9月に納本制度審議会に諮問したところです。

4 組織再編・施設拡充整備

(1) 組織再編

新しい館内利用者サービスとデジタル情報資源に関する取組を述べてまいりました。これらの取組を円滑かつ機動的に遂行するため、本年10月に組織再編を行いました。電子情報部を新設し、当館の電子情報に係るサービスを総括する部門を強化いたしました。これまで各業務・サービス部門でばらばらに開発・運用を行ってきた情報システムの開発・運用を一括して担当することとし、業務・サービスの最適化を効率的に進めます。また、資料提供部と主題情報部を再編統合し、利用者サービス部を設けました。新しい体制のもとで、電子情報サービスにおいても利用者サービスにおいても改善に努めていく所存です。

(2) 施設の拡充整備

施設の拡充整備の取組としては、国際子ども図書館の増築・改修のための設計作業を本年度中には完了し、工事に着手する予定です。また、東京本館と西日本にある国立国会図書館関西館の書庫収蔵能力が限界に達する見込みであるため、関西館の二期工事に向けて館内の検討を行っているところです。

5 人材の育成・確保

これまで述べてまいりましたようなデジタル時代に対応した業務・サービスの変革を推し進めていくためには、人材の確保・育成が大事です。電子情報部を新設し、ITスキルを持った人材を効果的に活用することとしています。ほかにも、対外連携や調整を行う人材も不可欠です。こうした人材の確保・育成は大きな課題です。

また、当館は、本年4月から人事評価制度を導入しました。職員各自が業務の目標を設定し、上司と面談を行って目標を確認して業務遂行を行うことは、当館の事業・サービスを推進するうえで有効なことと考えています。

おわりに

日韓業務交流も今回で14回を数え、これまでも相互の情報交換、啓発と豊かな交流をもたらしてきました。明日午前は、行政への図書館サービスがテーマとなっています。貴館では、世宗市に国立中央図書館の分館として国立世宗図書館を建設中と伺いました。行政へのサービスや、明日午後の古文献のサービスについて、貴館と当館とで有益な意見・情報交換ができればと思います。

今回の業務交流でも実りある成果をあげることを期待しまして、私の報告といたします。御清聴ありがとうございました。